

公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要項

2019年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構（以下「本法人」という。）における公的研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語は、公的研究費等の不正使用等防止対策に関する規程（以下「規程」という。）において使用する用語の例による。

(不正使用に関する通報)

第3条 倉敷中央病院 公益通報等に関する規則第2条の公益通報担当窓口（以下「通報窓口」という。）は、コンプライアンス委員会（事務局：患者・職員サービス課）とする。

2 不正使用（不正使用の疑いを含む。以下この条から第6条までにおいて同じ。）があると思量する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

3 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(報告等)

第4条 通報窓口不正使用に関する通報があったときは、コンプライアンス委員会は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたときは、関連する部門の長又は部門の長に代わる者（以下「部門長等」という。）に予備調査を行わせることができるものとする。

3 関連する部門長等は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当

該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、前条第5項において調査の実施を決定したときは、公的研究費の不正使用に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 臨床医学研究所長
- (2) 当該研究と利害関係を有しない研究者 若干名
- (3) 統括管理責任者
- (4) 人材開発センター長
- (5) 顧問弁護士
- (6) 外部有識者
- (7) その他最高管理責任者が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長及び委員は、最高管理責任者が指名し、委嘱する。

5 外部の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

6 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(守秘義務)

第6条 委員会の構成員その他本要綱に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。その任を解かれた後も同様とする。

(使用停止措置)

第7条 統括管理責任者は、第5条第1項により本調査を行う決定があった場合において、必要と認めるときは、被通報者に対して当該事案に係る公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(調査の実施)

第8条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

3 委員会は、調査対象の研究者等(以下「対象研究者等」という。)に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4 委員会は、関連する部門長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

5 委員会は、必要に応じて、対象研究者等に対し調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。

6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与又は研究上のいかなる不利益な取扱いも受けない。

7 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

8 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査への協力等)

第9条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(意見聴取)

第10条 委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

(裁定)

第11条 委員会は、調査の結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行い、調査結果(裁定を含む。以下同じ。)を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果を通知するものとする。

(異議申立て)

第12条 対象研究者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

3 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を、異議申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第13条 委員会の委員長は、第10条による調査結果の通知後、対象研究者等から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第2項による異議申立てに対し、同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第14条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象研究者等、関連する部門長等に通知するとともに、配分機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の競争的研究資金等の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても調査の中間報告を配分機関に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関へ報告しなければならない。

3 前2項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。

4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該配分機関から不正使用に係る競争的研究資金等の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。

5 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講

ずるものとする。

6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

7 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関への当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

8 不正使用等の事実が確認された場合、不正の軽重に応じて倉敷中央病院 就業規則第10章（懲戒）のいずれかの懲戒に処する。

（調査結果の公表）

第15条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査事案が法人外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

（委員会の庶務）

第16条 委員会に関する事務は、運営企画部で行う。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

この規則は、2019年1月1日から施行する。